

2016年春闘「怒りの労働者行動」

1月20日(水)終日

2016年春闘学習決起集会

2月16日(火)18:30~、国会会館大会議室

非正規春闘パレード(仮称)

2月26日(金)18:45~、女神像前



告知板

12・18
最高裁包囲行動

憲法をいかし、 最高裁は正義を貫け!!



▲最高裁包囲行動に250人が参加

大阪市長 が謝罪文

大阪市は、憲法を尊重し 労働者と住民の権利を守れ!

12月15日
橋下市長が市労組に
「謝罪文」を手交

12月15日、橋下大阪市長(当時)は、組合事務所の使用を不許可としたことは不当労働行為であると認め、大阪府労委・中労委の命令に従い、大阪市役所労働組合に対し、「今後、このような行為を繰り返さないようにいたします」との文書を手交しました。

12月17日
最高裁へ独自に要請

12月17日、大阪労連・大阪自治労連・市労組連・市労組などは、最高裁に組合事務所事件の上告受理と公正な審理を求める要請を行いました。要請では、「大阪市は、中労委命令を受け入れ、すでに謝罪している。不当労働行為を認めているのに、大阪高裁の異常な判決だけが残っているおかしな事態になっている」とことなどを強調しました。要請には、全国の民間単産や公務単産も参加し、それぞれの立場から要請を補充しました。

12月18日
最高裁包囲行動に
250人の仲間

12月18日には、全労連と最高裁に上告されている6つの事件の争議団の共同で、「12・18最高裁包囲行動」が展開されました。250人が最高裁を包囲することで、全労連と各争議団が、最高裁と通行する人などに訴えをしました。最高裁のこの間の判決

橋下市長の謝罪文を市労組に手交

許可事件は、最高裁へ上告されたまま、いまだに解決に至っていません。12月18日に橋下市長が退任しましたが、いまからでも直ちに組合事務所の使用を許可し、不当な労働行為を解消すべきです。

「歴史に学び、 歴史をつくる」

第14回役員セミナー開催!!



12月5日~6日、100人超の参加で役員セミナーを開催しました。関西勤労協副会長の中田進先生より「労働者とは何か、なぜ労働組合をつくるのか?」と題して、講演がありました。6つの分散会では講演の感想を出し合い、理解を深めました。班ごとのBBO・遅くまで続いた懇親会で、たっぷり交流。参加者から「もっと学習して、仲間を増やしたい。」「職種や視点の違い。」「入と話が出来る、刺激をもらった」など、感想が寄せられ、しっかりと学び、交流出来るセミナーとなりました。

市民のために 働ける市役所に

12/18、大阪市役所前で
ディーセントワーク宣伝



「働きがいのある人間らしい仕事」を求め、毎月第3金曜日に行っているディーセントワーク宣伝。12月は淀屋橋にて19人で行いました。当日は橋下大阪市長(当時)の退任日であり、また大阪市の市労組連・大阪市の組合事務所問題で、最高裁判所への要請行動日でもありました。これに連帯して「大阪市は二度と不当労働行為を繰り返すな!」「職員への団結権・人権の侵害をやめよ!」「職員が市民の暮らしを守るために、安心して働くことの出来る職場を!」と、大阪市役所へ強く訴えました。

天満でとどけ

▼2016年は日本国憲法公布70年の年です。立憲主義に立脚し、国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義の3つを基本原則とする世界に誇れる憲法の成立、ブラック企業の蔓延、貧困の拡大、自治体首長による職員いじめ・組合敵視の広がり。憲法が踏みこじられてばかりです。▼沖繩では体を張った、辺野古の米軍新基地建設を許さないたたかいが、繰り広げられています。今月24日投票の、宜野湾市長選挙で必ず勝利しなくては!!▼一つひとつのたたかいは積み重ね、たとえ少しずつだとしても、憲法を国民の手に取り戻していく。そんな一年にと、頑張り

国労大阪会館を

研修・学習会などにご利用ください

JR・天満駅 地下鉄・扇町駅 下車すぐ

◆身障者用昇降機設置

お申し込みは ☎06(6354)0661

〒530-0034 大阪市北区錦町2-2

